

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

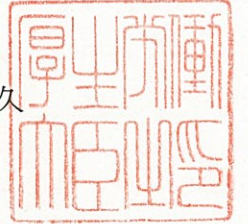
厚生労働省発職雇0512第1号

平成28年5月12日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用調整助成金制度について、平成二十八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、平成二十八年四月十四日から起算して六月が経過する日までの間、次の特例措置を講じること。

(一) 過去三年以内に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことのある場合について、当該雇用調整助成金の支給に係る日数を休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けようとする場合の支給可能日数から減じないこと。

(二) 本特例措置の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数は、後に別途支給する場合の雇用調整助成金に係る支給可能日数から減じることとされている過去の支給日数には含まないこと。

(三) 継続して雇用された期間が六か月未満の雇用保険の被保険者の休業等について、助成対象とするにと。

(四) 過去に支給した雇用調整助成金の支給対象期間が満了した日から起算して一年を経過していない場

合について、助成対象とすること。

- (五) 平成二十八年熊本地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在する事業所における休業に係る助成率を二分の一から三分の二（中小企業事業主にあつては、三分の二から五分の四）に引き上げるものとする。

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十八年四月十四日以降に開始した第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。